



古賀市  
コスモス



古賀市  
古賀水再生センター  
大根川



みやこ町  
みやこしょうぶ



芦屋町  
八朔の馬



岡垣町  
三里松原



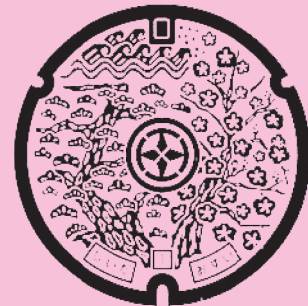
苅田町  
パンジー



吉富町  
「海の中のエビ・カニ・アサリ・  
ワカメの魚介類」



築上町  
築上町町章

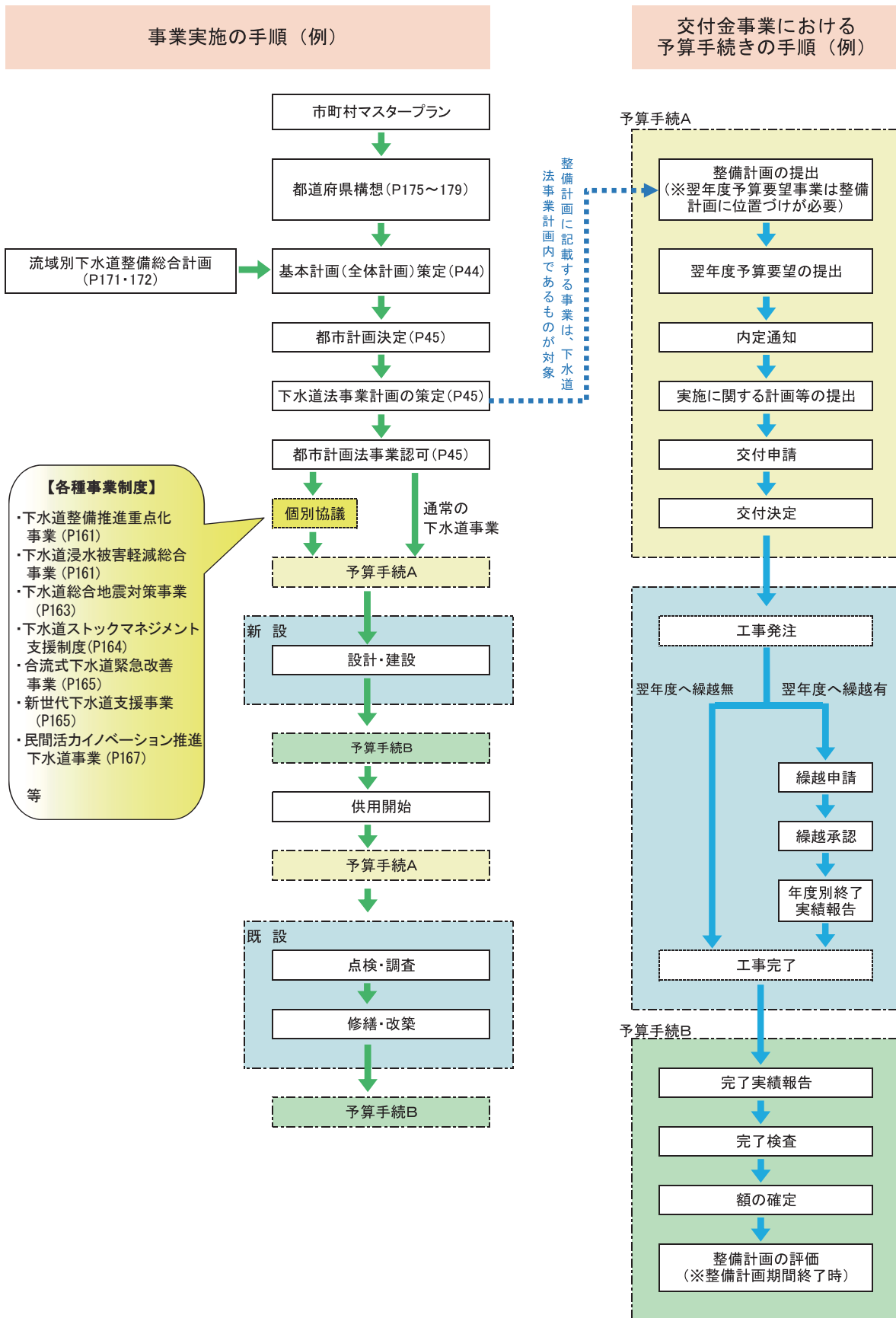


築上町  
旧椎田町  
波と黒松と梅の花



# VIII. 参考資料

## VIII-1 事業実施の手順



## Ⅷ-2 下水道に関する指標について

### Ⅷ-2-1 社会資本整備重点計画

#### 1. 計画策定までの経緯

省庁再編のメリットを活かし、社会資本整備を重点的、効率的かつ効果的に実施することを目的とし、平成15年3月に「社会資本整備重点計画法」および「社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の2法が成立、下水道整備緊急措置法が廃止され、関係する9本の事業分野別長期計画を一本化し、「社会資本整備重点計画(第1次)」(平成15～19年度)が策定(平成15年10月10日閣議決定)された。

社会資本整備重点計画(第1次)の計画期間は5箇年であり、平成21年3月31日に第2次計画(計画期間:平成20～24年度)、平成24年8月31日に第3次計画(計画期間:平成24～28年度)、平成27年9月18日に第4次計画(計画期間:平成27～令和2年度)、令和3年5月28日に第5次計画(計画期間:令和3～7年度)が閣議決定された。

#### 2. 社会資本整備重点計画(第5次計画)の概要

第4次重点計画は、令和2年度までを計画期間として推進されたが、計画が策定されて以降も社会資本をめぐる状況は大きく変化している。第5次重点計画は、厳しい財政制約や人口減少の下、社会資本整備のストック効果を最大化させることにより、「国民の安全・安心の確保」、「持続可能な地域社会の形成」、「経済成長の実現」の3つの目的の実現が可能となるよう、策定されたものである。

事業・施策に取り組むにあたり重点施策については、達成状況を定量的に測定するための指標を設定している。

第5次社会資本整備重点計画における下水道に関する主な指標

重点施策	指標
(水害対策) ・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成の推進	・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数 R元年度 15 → R7年度 約800
(耐震化等の地震対策) ・下水道施設の耐震化を推進	・災害時における主要な管渠、下水処理場及びポンプ場の機能確保率 (管渠) R元年度 約52% → R7年度 約60% (下水処理場) R元年度 約37% → R7年度 約42% (ポンプ場) R元年度 約31% → R7年度 約38%
(危機管理体制の確保) ・洪水、内水、高潮、津波等に対応したハザードマップ作成、訓練実施等の推進	・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数 R元年度 15 → R7年度 約800
(予防保全の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換) ・予防保全の管理水準を下回る状態のインフラに対して、計画的・集中的な修繕等を実施する ・インフラの機能を回復させ、「事後保全」から「予防保全」の考え方に基づくインフラメンテナンスへ転換し、中長期的な維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減を図る	・計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合 R元年度 0% → R7年度 100%



重点施策	指標
<b>(集約・再編等の取組推進)</b>	
・社会情勢や地域構造の変化や将来のまちづくり計画を踏まえ、既存インフラの廃止・除却・集約化や、利用ニーズに沿ったインフラ再編等の取組の推進により、持続可能な都市・地域の形成、ストック効果の更なる向上を図る	・汚水処理施設の集約による広域化に取り組んだ地区数 R元年度 0箇所 → R7年度 300箇所
<b>(地球温暖化対策の推進)</b>	
・下水道分野における温室効果ガス排出量削減の推進（下水汚泥バイオマス・下水熱等再生可能エネルギーの利用、下水道における省エネルギー対策、一酸化二窒素の排出削減）	・下水道分野における温室効果ガス排出削減量 H29年度 約210万トン CO2 → R7年度 約352万トン CO2
<b>(健全な水循環の維持又は回復、生態系の保全・再生)</b>	
・汚水処理施設整備の促進	・汚水処理人口普及率 R元年度 91.7% → R8年度 95%

### Ⅷ-2-2 九州ブロックにおける社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画において新たに設定された重点目標を達成するため、各地方の特性、将来像や整備水準に応じて重点的、効率的、効果的に整備するための計画として策定された。

本計画で描く九州の将来姿の実現に向けて、社会資本整備の3つの中長期的な目的及び6つの重点目標を設定しており、その達成に向けて戦略的かつ計画的な社会資本整備の実施を推進する。

#### 九州ブロックにおける社会資本整備重点計画での下水道に関する指標

重点施策	指標
<b>(水害対策)</b>	
・人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進（下水道整備等）	・下水道による都市浸水対策達成率 R元年度 約63% → R7年度 約71%  ・ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数 [全国指数] R元年度 約170地区 → R7年度 約200地区  ・水害時における下水処理場等の機能確保率 R元年度 0% → R7年度 100%
・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成の推進	・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成数 R元年度 2団体 → R7年度 約89団体
<b>(耐震化等の地震対策)</b>	
・下水道施設の耐震化を推進	・災害時における主要な管渠、下水処理場及びポンプ場の機能確保率 (管渠) R元年度 約48% → R7年度 約57% (下水処理場) R元年度 約47% → R7年度 約51% (ポンプ場) R元年度 約38% → R7年度 約49%
<b>(危機管理体制の確保)</b>	
・洪水、内水、高潮、津波等に対応したハザードマップ作成、訓練実施等の推進	・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成数 R元年度 2団体 → R7年度 約89団体

重点施策	指標
<b>(予防保全の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防保全の管理水準を下回る状態のインフラに対して、計画的・集中的な修繕等を実施する</li> <li>・ インフラの機能を回復させ、「事後保全」から「予防保全」の考え方に基づくインフラメンテナンスへ転換し、中長期的な維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合 R元年度 0% → R7年度 100%</li> </ul>
<b>(維持管理に係るデータ利活用の促進)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データ利活用によるインフラメンテナンスの高度化・効率化を図るため、点検結果などのインフラに関する情報の蓄積、データベース化などの環境整備を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管路施設のマネジメントに向けた基本情報等の電子化の割合 R2年度 0% → R7年度 100%</li> </ul>
<b>(地球温暖化対策の推進)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道分野における温室効果ガス排出量削減の推進（下水汚泥バイオマス・下水熱等再生可能エネルギーの利用、下水道における省エネルギー対策、一酸化二窒素の排出削減）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道バイオマスリサイクル率 R元年度 70.3% → R7年度 75%</li> <li>・ 下水道分野における温室効果ガス排出削減量 [全国指数] H29年度 約210万トン CO2 → R7年度 約352万トン CO2</li> </ul>
<b>(健全な水循環の維持又は回復)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水処理施設整備の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水処理人口普及率 R元年度 87% → R8年度 94%</li> </ul>

### Ⅷ-2-3 国土強靱化計画

東日本大震災を始め、全国各地で甚大な自然災害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されるようになった。このような中、国では平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。

さらに取り組むべき具体的な個別施策等を示した国土強靱化アクションプランを策定し、プログラムごとの推進計画を策定・修正し進捗管理を行うこととしている。

#### 国土強靱化アクションプラン2018における下水道に関する重要業績指数 (KPI)

事前に備えるべき目標 【起きてはならない最悪の事態】	重要業績指数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</li> <li>【異常気象等による広域且つ長期的な市街地等の浸水】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道による都市浸水対策達成率 約56%(H26) → 約57%(H27) → 約62%(R2)</li> <li>・ 最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合 — (H26) → 100%(R2)</li> </ul>

事前に備えるべき目標 【起きてはならない最悪の事態】	重要業績指数
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</li> </ul> <p>【被災地における疫病・感染症等の大規模発生】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道津波BCP策定率 約15%(H25) → 約41%(H26) → 100%(H28)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</li> </ul> <p>【汚水処理施設等の長期にわたる機能停止】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道津波BCP策定率 約15%(H25) → 約41%(H26) → 100%(H28)</li> <li>災害時における下水道の主要な管渠の機能確保率 約44%(H25) → 約47%(H27) → 約60%(H28)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復出来る条件を整備する</li> </ul> <p>【広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合 — (H26) → 100%(R2)</li> </ul>

#### Ⅷ-2-4 福岡県地域強靱化計画

福岡県では、平成26年6月に国で閣議決定された「国土強靱化基本計画」を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、平成28年3月に「福岡県地域強靱化計画」を策定した。

その後、国土強靱化基本計画が改定されたことから、「平成28年熊本地震」、「平成29年7月九州北部豪雨」に係る検討・検証結果と併せ、令和元年6月に福岡県地域強靱化計画を改定した。今般、近年発生した「令和元年東日本台風」、「令和2年7月豪雨」などの災害に係る検討・検証結果を踏まえ、令和4年3月に福岡県地域強靱化計画を改定した。

福岡県地域強靱化計画にて示された施策の実施推進にあたり、定量的に把握出来るよう、具体的な数値目標として重要業績指標(KPI)を設定している。

事前に備えるべき目標 【リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）】	重要業績指数
<ul style="list-style-type: none"> <li>直接死を最大限防ぐ</li> </ul> <p>【広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道による都市浸水対策達成率 69.4%(H29年度末) → 73.4%(R3年度末)</li> <li>内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 72.2%(H29年度末) → 100%(R3年度末)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</li> </ul> <p>【汚水処理施設等の長期にわたる機能停止】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策上重要な下水道管渠における地震対策実施率 32.3%(H29年度末) → 50%(R3年度末)</li> <li>下水道BCPに基づく訓練の実施 年1回(H29年度末) → 毎年度実施</li> </ul>

Ⅷ-3 県内市町の下水道料金制度(令和5年12月末現在)

市町名	従量使用料	20m <sup>3</sup> の 一般汚水使用料 (税込、円)
北九州市	一般汚水 基本料金 634 円	2,248円
	1m <sup>3</sup> あたり (税抜)	
	0(m <sup>3</sup> ) ~ 10(m <sup>3</sup> ) 0 円	
	11(m <sup>3</sup> ) ~ 25(m <sup>3</sup> ) 141 円	
	26(m <sup>3</sup> ) ~ 50(m <sup>3</sup> ) 208 円	
	51(m <sup>3</sup> ) ~ 200(m <sup>3</sup> ) 257 円	
	201(m <sup>3</sup> ) ~ 1000(m <sup>3</sup> ) 307 円	
	1001(m <sup>3</sup> ) ~ 10000(m <sup>3</sup> ) 407 円	
	10001(m <sup>3</sup> ) 以上 412 円	
	公衆浴場汚水 基本料金 634 円	
1m <sup>3</sup> あたり (税抜)		
11(m <sup>3</sup> ) 以上 13 円		

水質加算

汚水の水質		1m <sup>3</sup> あたり(税抜)
生物化学的酸素要求量が汚水1リットルにつき5日間に、又は化学的酸素要求量若しくは浮遊物質量が汚水1リットルにつき	200mg以上600mg以下のとき	48円
	600mgを超え、1000mg以下のとき	68円
	1000mgを超えるとき	112円

\*生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量又は浮遊物質量のうちいずれか一の最も高い項目につき適用する。  
\*汚水排除量が1月につき1250m<sup>3</sup>以上るとき下水道使用料の額に加算する。  
※下水道使用料及び水質加算は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。(1円未満切捨て)

市町名	従量使用料	20m <sup>3</sup> の 使用料 (税込、円)
大牟田市	一般汚水(8m <sup>3</sup> まで) 基本料金 1,650 円	4,114円
	1m <sup>3</sup> あたり (税抜)	
	9(m <sup>3</sup> ) ~ 10(m <sup>3</sup> ) 22.00 円	
	11(m <sup>3</sup> ) ~ 20(m <sup>3</sup> ) 242.00 円	
	21(m <sup>3</sup> ) ~ 50(m <sup>3</sup> ) 305.80 円	
	51(m <sup>3</sup> ) ~ 347.60 円	
	浴場営業用(200m <sup>3</sup> )まで基本料金 3,300 円	
1m <sup>3</sup> あたり (税抜)		
201(m <sup>3</sup> )以上 20.90 円		

市町名	従量使用料	20m <sup>3</sup> の 使用料 (税込、円)
直方市	一般汚水 (10m <sup>3</sup> まで) 基本料金 1,400 円	3,520円
	1m <sup>3</sup> あたり (税抜)	
	11(m <sup>3</sup> ) ~ 20(m <sup>3</sup> ) 180 円	
	21(m <sup>3</sup> ) ~ 30(m <sup>3</sup> ) 190 円	
	31(m <sup>3</sup> ) ~ 40(m <sup>3</sup> ) 200 円	
	41(m <sup>3</sup> ) ~ 50(m <sup>3</sup> ) 220 円	
	51(m <sup>3</sup> ) ~ 200(m <sup>3</sup> ) 240 円	
	201(m <sup>3</sup> ) ~ 500(m <sup>3</sup> ) 260 円	
	501(m <sup>3</sup> ) ~ 2000(m <sup>3</sup> ) 280 円	
	2001(m <sup>3</sup> )以上 300 円	

市町名	従量使用料	20m <sup>3</sup> の 使用料 (税込、円)
柳川市	一般汚水 基本料金 780 円	3,454円
	1m <sup>3</sup> あたり (税抜)	
	0(m <sup>3</sup> ) ~ 6(m <sup>3</sup> ) 0 円	
	7(m <sup>3</sup> ) ~ 16(m <sup>3</sup> ) 160 円	
	17(m <sup>3</sup> ) ~ 24(m <sup>3</sup> ) 190 円	
	25(m <sup>3</sup> ) 以上 220 円	
	営業・官公署 基本料金 850 円	
1m <sup>3</sup> あたり (税抜)		
0(m <sup>3</sup> ) ~ 6(m <sup>3</sup> )まで 850 円		

市町名	従量使用料	20m <sup>3</sup> の 使用料 (税込、円)
筑後市	一般汚水(7m <sup>3</sup> まで) 基本料金 1,334 円(税抜)	3,925円
	1m <sup>3</sup> あたり (税抜)	
	0(m <sup>3</sup> ) ~ 7(m <sup>3</sup> ) 0 円	
8(m <sup>3</sup> ) ~ 172 円		

市町名	従量使用料	20m <sup>3</sup> の 使用料 (税込、円)
行橋市	一般汚水 基本料金 1,650 円	3,520円
	1m <sup>3</sup> あたり (税抜)	
	0(m <sup>3</sup> ) ~ 10(m <sup>3</sup> ) 0 円	
	11(m <sup>3</sup> ) ~ 20(m <sup>3</sup> ) 187 円	
	21(m <sup>3</sup> ) ~ 30(m <sup>3</sup> ) 209 円	
	31(m <sup>3</sup> ) ~ 40(m <sup>3</sup> ) 231 円	
	41(m <sup>3</sup> ) ~ 50(m <sup>3</sup> ) 253 円	
	51(m <sup>3</sup> ) 以上 275 円	
	(10円未満の端数は5円以上は5円とし、5円未満は切り捨て)	

市町名	従量使用料	20m <sup>3</sup> の 使用料 (税込、円)
中間市	一般汚水 基本料金 1,080 円	3,113円
	1m <sup>3</sup> あたり (税抜)	
	0(m <sup>3</sup> ) ~ 10(m <sup>3</sup> ) 0 円	
	11(m <sup>3</sup> ) ~ 20(m <sup>3</sup> ) 175 円	
	21(m <sup>3</sup> ) ~ 30(m <sup>3</sup> ) 175 円	
	30(m <sup>3</sup> ) ~ 175 円	

市町名	従量使用料	20m <sup>3</sup> の 使用料 (税込、円)
福岡市	一般汚水 基本料金 760 円(税抜)	2,651円
	1m <sup>3</sup> あたり (税抜)	
	1(m <sup>3</sup> ) ~ 10(m <sup>3</sup> ) 13 円	
	11(m <sup>3</sup> ) ~ 20(m <sup>3</sup> ) 152 円	
	21(m <sup>3</sup> ) ~ 30(m <sup>3</sup> ) 188 円	
	31(m <sup>3</sup> ) ~ 50(m <sup>3</sup> ) 246 円	
	51(m <sup>3</sup> ) ~ 100(m <sup>3</sup> ) 278 円	
	101(m <sup>3</sup> ) ~ 300(m <sup>3</sup> ) 311 円	
	301(m <sup>3</sup> ) ~ 1,000(m <sup>3</sup> ) 366 円	
	1,001(m <sup>3</sup> ) ~ 5,000(m <sup>3</sup> ) 417 円	
	5,001(m <sup>3</sup> ) 以上 515 円	
	公衆浴場汚水 基本料金 560 円(税抜)	
	1m <sup>3</sup> あたり (税抜)	
1(m <sup>3</sup> )以上 12 円		

市町名	従量使用料	20m <sup>3</sup> の 使用料 (税込、円)
久留米市	一般汚水(10m <sup>3</sup> まで) 基本使用料 1,260 円	3,091円
	1m <sup>3</sup> あたり (税抜)	
	11(m <sup>3</sup> ) ~ 20(m <sup>3</sup> ) 155 円	
	21(m <sup>3</sup> ) ~ 50(m <sup>3</sup> ) 176 円	
	51(m <sup>3</sup> ) ~ 100(m <sup>3</sup> ) 196 円	
	101(m <sup>3</sup> ) ~ 200(m <sup>3</sup> ) 238 円	
	201(m <sup>3</sup> ) ~ 300(m <sup>3</sup> ) 270 円	
	301(m <sup>3</sup> ) ~ 500(m <sup>3</sup> ) 290 円	
	501(m <sup>3</sup> ) ~ 1,000(m <sup>3</sup> ) 293 円	
	1,001(m <sup>3</sup> ) ~ 296 円	
	公衆浴場汚水 基本使用料 1,260 円 10(m <sup>3</sup> )まで	
	1m <sup>3</sup> あたり (税抜)	
	11(m <sup>3</sup> )以上 10 円	

市町名	従量使用料	20m <sup>3</sup> の 使用料 (税込、円)
飯塚市	一般汚水 (10m <sup>3</sup> まで) 基本料金 1,259 円	3,089円
	1m <sup>3</sup> あたり (税抜)	
	11(m <sup>3</sup> ) ~ 20(m <sup>3</sup> ) 155 円	
	21(m <sup>3</sup> ) ~ 50(m <sup>3</sup> ) 207 円	
	51(m <sup>3</sup> ) ~ 100(m <sup>3</sup> ) 284 円	
	101(m <sup>3</sup> )以上 304 円	
	公衆浴場汚水(10m <sup>3</sup> まで) 基本料金 1,259 円	
	1m <sup>3</sup> あたり (税抜)	
11(m <sup>3</sup> )以上 40 円		

市町名	従量使用料(1か月につき)	20m <sup>3</sup> の 使用料 (税込、円/月)
八女市	基本料金 (7m <sup>3</sup> まで) 1,334 円(税抜)	3,925円
	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	
	172 円(税抜)	

市町名	従量使用料	20m <sup>3</sup> の 使用料 (税込、円)
大川市	一般汚水 基本料金(1ヶ月につき) 1,180 円	4,085円
	1m <sup>3</sup> あたり (税抜)	
	~ 8(m <sup>3</sup> ) 0 円	
	9(m <sup>3</sup> ) ~ 15(m <sup>3</sup> ) 205 円	
	16(m <sup>3</sup> ) ~ 25(m <sup>3</sup> ) 220 円	
	26(m <sup>3</sup> ) ~ 240 円	

市町名	従量使用料 ※下水道を使用している場合		20m <sup>3</sup> の 使用料 (税込、円)
	人数	水量(m <sup>3</sup> ) 下水道使用料(税込)	
豊前市	基本料金(0m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup> まで) 1,400 円(税抜)		3,300円
	1m <sup>3</sup> あたり (税抜)		
	0(m <sup>3</sup> ) ~ 10(m <sup>3</sup> ) 0 円		
	11(m <sup>3</sup> ) ~ 20(m <sup>3</sup> ) 160 円		
	21(m <sup>3</sup> ) ~ 30(m <sup>3</sup> ) 170 円		
	31(m <sup>3</sup> ) ~ 40(m <sup>3</sup> ) 180 円		
	41(m <sup>3</sup> ) ~ 50(m <sup>3</sup> ) 190 円		
	51(m <sup>3</sup> ) ~ 100(m <sup>3</sup> ) 200 円		
	100(m <sup>3</sup> ) 以上 210 円		
	備考		
※井戸水を使用している場合	1	6 1,540 円	(1)下水道だけを使用している場合→下水道の使用水量を汚水排出量とみなします。
	2	12 1,890 円	
	3	18 2,940 円	(2)井戸水だけを使用している場合→1世帯につき、3人までは1人当たり6立方メートル、4人目以降については1人当たり4立方メートルの汚水を排出したとみなし、その合計量を汚水排出量とします。
	4	22 3,670 円	
	5	26 4,420 円	
	6	30 5,170 円	
	7	34 5,960 円	
	8	38 6,750 円	(3)下水道と井戸水を併用している場合→(1)で認定した排出量と(2)で認定した排出量を比較して、どちらが多い方とします。
	9	42 7,560 円	
	10	46 8,400 円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
小都市	一般汚水 基本料金 1,000 円 1m3あたり (税抜)	3,570円
	0(m3) ~ 5(m3) 0 円	
	6(m3) ~ 10(m3) 70 円	
	11(m3) ~ 30(m3) 190 円	
	31(m3) ~ 100(m3) 225 円	
	101(m3) ~ 200(m3) 265 円	
	201(m3) ~ 500(m3) 320 円	
	501(m3)以上 350 円	
	公衆浴場汚水 上記(一般汚水)同様	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
筑紫野市	一般汚水 基本料金 754 円 1m3あたり (税抜)	3,360
	1(m3) ~ 5(m3) 72 円	
	6(m3) ~ 10(m3) 82 円	
	11(m3) ~ 15(m3) 182 円	
	16(m3) ~ 20(m3) 187 円	
	21(m3) ~ 30(m3) 198 円	
	31(m3) ~ 40(m3) 242 円	
	41(m3) ~ 50(m3) 253 円	
	温泉汚水 基本料金 754 円 1m3あたり (税込)	
	72 円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
春日市	一般汚水 基本料金 770 円(税込) 1m3あたり (税抜)	3,160円
	0(m3) ~ 10(m3) 54 円	
	11(m3) ~ 20(m3) 164 円	
	21(m3) ~ 30(m3) 195 円	
	31(m3) ~ 40(m3) 204 円	
	41(m3) ~ 50(m3) 248 円	
	51(m3) ~ 100(m3) 259 円	
	101(m3) ~ 500(m3) 308 円	
	501(m3) ~ 320 円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
大野城市	一般汚水 基本料金 675 円 1m3あたり (税抜)	2,953円
	1(m3) ~ 10(m3) 53 円	
	11(m3) ~ 20(m3) 148 円	
	21(m3) ~ 30(m3) 161 円	
	31(m3) ~ 40(m3) 201 円	
	41(m3) ~ 50(m3) 241 円	
	51(m3) ~ 100(m3) 281 円	
	101(m3) ~ 296 円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
宗像市	基本料金(～8m3) 1,257 円(税込) 1m3あたり (税抜)	3,130円
	9(m3) ~ 15(m3) 134 円	
	16(m3) ~ 25(m3) 153 円	
	26(m3) ~ 40(m3) 181 円	
	41(m3) ~ 220 円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
太宰府市	一般汚水 基本料金 825 円 1m3あたり (税抜)	2,805円
	0(m3) ~ 10(m3) 55.00 円	
	11(m3) ~ 20(m3) 143 円	
	21(m3) ~ 30(m3) 176 円	
	31(m3) ~ 40(m3) 209 円	
	41(m3) ~ 50(m3) 242 円	
	51(m3) ~ 100(m3) 275 円	
	101(m3) ~ 500(m3) 308 円	
	501(m3) ~ 341 円	
	公衆浴場汚水 基本料金 0 円 1m3あたり (税込)	
71.50 円		

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
古賀市	一般汚水 基本料金(8m3まで) 1,180 円 1m3あたり (税抜)	3,040円
	9(m3) ~ 10(m3) 119 円	
	11(m3) ~ 20(m3) 145 円	
	21(m3) ~ 30(m3) 172 円	
	31(m3) ~ 50(m3) 183 円	
	51(m3) ~ 100(m3) 194 円	
	101(m3) ~ 500(m3) 210 円	
	501(m3) ~ 1000(m3) 216 円	
	1,001m3以上 221 円	
	公衆浴場汚水 1m3ごとに 40 円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
福津市	水道水のみ 基本料金 780 円(税抜) 1m3あたり (税抜)	3,256円
	1(m3) ~ 10(m3) 65 円	
	11(m3) ~ 20(m3) 153 円	
	21(m3) ~ 30(m3) 160 円	
	31(m3) ~ 50(m3) 200 円	
	51(m3) ~ 100(m3) 230 円	
	100(m3) ~ 260 円	
	井戸水のみ 1人世帯の場合は8㎡/月、2人世帯以上は20㎡/月で算定します。 ※1人世帯は1ヶ月1,430円、2人以上の世帯は1ヶ月3,256円の定額と なります。	
	水道水と井戸水併用 水道水の使用水量と1人世帯は4㎡/月、2人世帯以上は10㎡/月を合算 して算定します。	

市町名	用途	算出項目	使用料(税込み)	20m3の使用料 (税込、円)	
うきは市	家 事 用	世帯割額	1,210円	-	
		世帯人員割額	880円/人		
		基本料金 使用人員4人まで	2,508円		
	事 業 用A	人員割額 4人を超える使用人数	627円/人		
		基本料金 使用水量10m3まで	1,760円		
			10m3を超え30m3までの部分		176円/㎡
			30m3を超え50m3までの部分		198円/㎡
			50m3を超え100m3までの部分		220円/㎡
	併 用A	100m3を超える部分	242円/㎡		
		世帯割額	1,210円		
		世帯人員割額	880円/人		
		使用人員割額	627円/人		
		世帯割額	1,210円		
	併 用B	世帯人員割額	880円/人		
		基本料金 使用水量10m3まで	1,760円		
10m3を超え30m3までの部分			176円/㎡		
30m3を超え50m3までの部分			198円/㎡		
50m3を超え100m3までの部分			220円/㎡		
公 民 館 等 用	100m3を超える部分	242円/㎡			
	50世帯まで	1,650円			
	50世帯を超え100世帯まで	2,420円			
	100世帯を超え150世帯まで	2,970円			
	151世帯以上	3,630円			

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
宮若市	一般汚水	3,740円
	1m3あたり (税抜)	
	170 円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
朝倉市	基本使用料	4,400円
	従量使用料(1㎡につき)	
	1,100 円(税込)	
	165 円(税込)	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
みやま市	一般汚水 基本料金 2,560 円 1m3あたり (税抜)	3,705円
	0(m3) ~ 16(m3) 0 円	
	17(m3) ~ 30(m3) 170 円	
	31(m3) ~ 60(m3) 180 円	
	61(m3) ~ 100(m3) 190 円	
	101(m3) ~ 230 円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
糸島市	一般汚水 基本料金 1,840 円 (2ヵ月当たり) 1m3あたり (税抜)	3,120円
	1(m3) ~ 20(m3) 50 円	
	21(m3) ~ 50(m3) 190 円	
	51(m3) ~ 100(m3) 215 円	
	101(m3) ~ 300(m3) 250 円	
	301(m3) ~ 275 円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
那珂川市	10mまで 基本料金 1,450円(税抜) 1mあたり(税抜)	3,410円
	11m~20m 165円	
	21m~40m 180円	
	41m~100m 205円	
	101m~200m 235円	
	201m~300m 260円	
	301m~1,000m 300円	
	1,000m~5,000m 330円	
	5,001m~ 355円	
	上水道のみを使っている場合 上水道の使用水量を下水道の使用水量とします。 井戸水を使っている場合 世帯人数により認定し、下水道の使用水量とします。 上水道と井戸水を使っている場合 上水道の使用水量と世帯人数の認定水量を 比較して多い方の水量を使用水量とします。 営業の場合 井戸水を使用している場合はメーターを設置し、それに 表示される使用水量を下水道の使用水量とします。なお、井戸水と上水道を共に使用する併用については、井 戸(メーター)と上水道それぞれの合計を使用水量と します。	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
篠栗町	一般汚水 基本料金 1,200円 1m3あたり(税抜)	3,025円
	0(m3) ~ 10(m3) 1,200円	
	11(m3) ~ 20(m3) 155円	
	21(m3) ~ 30(m3) 180円	
	31(m3) ~ 50(m3) 210円	
	51(m3) ~ 100(m3) 250円	
	101(m3) ~ 300(m3) 300円	
	301(m3)以上 370円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
須恵町	一般汚水 基本料金 1,100円 1m3あたり(税抜)	2,860円
	0(m3) ~ 10(m3) 0円	
	11(m3) ~ 30(m3) 150円	
	31(m3) ~ 50(m3) 200円	
	51(m3) ~ 100(m3) 220円	
	101(m3) ~ 270円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
久山町	一般汚水 基本料金 2,600円(2ヶ月検針) 1m3あたり(税抜)	3,080円
	0(m3) ~ 20(m3) 0円	
	21(m3) ~ 40(m3) 150円	
	41(m3) ~ 60(m3) 170円	
	61(m3) ~ 100(m3) 220円	
	101(m3) ~ 200(m3) 270円	
	201(m3) ~ 350円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
芦屋町	一般汚水 基本料金 1,400円 1m3あたり(税抜)	3,465円
	0(m3) ~ 10(m3) 0円	
	11(m3) ~ 30(m3) 175円	
	31(m3) ~ 100(m3) 253円	
	101(m3) ~ 300(m3) 308円	
	301(m3) ~ 1000(m3) 363円	
	1001(m3) ~ 10000(m3) 396円	
	10000(m3) ~ 429円	
	公民館用 1m3あたり(税抜)	
	150円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
岡垣町	一般汚水 基本使用料 10(m3)まで 1,380円(税抜) 従量使用料 1m3あたり(税抜)	3,410円
	11(m3) ~ 25(m3) 172円	
	26(m3) ~ 50(m3) 193円	
	51(m3)以上 215円	
	井戸水のみ 1人当たり5m <sup>3</sup> /月で算定します。 水道水と井戸水併用 水道水の使用水量に1人当たり2m <sup>3</sup> /月を合算して算定します。	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
小竹町	汚水	4,180円
	1m3あたり(税込) 209円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
宇美町	一般汚水 基本料金 450円(0m3) 900円(1~5m3) 1m3あたり(税抜)	3,210円
	0(m3) ~ 5(m3) 0円	
	6(m3) ~ 10(m3) 65円	
	11(m3) ~ 15(m3) 160円	
	16(m3) ~ 20(m3) 180円	
	21(m3) ~ 30(m3) 220円	
	31(m3) ~ 50(m3) 276円	
	51(m3) ~ 371円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
志免町	基本料金 1,070円 従量料金(税抜) (1m <sup>3</sup> あたり)	2,662円
	10mまで 0円	
	11~20mまで 135円	
	21~30mまで 165円	
	31~50mまで 215円	
	51~100mまで 245円	
	100mを超える部分 340円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
新宮町	一般汚水 基本料金 1,000円 1m3あたり(税抜)	3,300円
	0(m3) ~ 10(m3) 30円	
	11(m3) ~ 20(m3) 170円	
	21(m3) ~ 30(m3) 180円	
	31(m3) ~ 40(m3) 190円	
	41(m3) ~ 50(m3) 200円	
	51(m3) ~ 100(m3) 230円	
	101(m3) ~ 200(m3) 250円	
	201(m3) ~ 300(m3) 280円	
	301(m3)以上 300円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
粕屋町	一般汚水 基本排水量及び基本使用料(税抜) 10(m3)まで 1,100円 従量排水量及び従量使用料 1m3あたり(税抜)	2,750円
	11(m3) ~ 15(m3) 130円	
	16(m3) ~ 20(m3) 150円	
	21(m3) ~ 30(m3) 170円	
	31(m3) ~ 50(m3) 220円	
	51(m3) ~ 200(m3) 260円	
	201(m3)以上 300円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
水巻町	金額(税別) 1か月につき	3,465円
	基本使用料 1,400円	
	従量使用料 10m <sup>3</sup> を超える部分1m <sup>3</sup> につき 175円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
遠賀町	一般汚水 基本料金 1,350円 1m3あたり(税抜)	3,410円
	0(m3) ~ 10(m3) 0円	
	11(m3) ~ 175円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
鞍手町	一般汚水 基本料金 ー円 1m3あたり(税抜)	3,080円
	0(m3) ~ 140円	



市町名	世帯割額使用料	20m3の使用料 (税込、円)
筑前町	一般家庭(毎月) 世帯割額 1,512 円 世帯人員割額 756 円 (例) 4人家族の場合 (1,512円+756円×4人)=4,536円	-
	一般家庭以外(毎月) 基本料金 2,160 円 1m3あたり	
	1m3あたり 151 円	

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
広川町	一般汚水 基本料金 1,467 円(税込) 1m3あたり(税込) 8(m3) ~ 189 円 ※基本使用料(1ヶ月につき)汚水量7㎡まで1,467円	3,924円

市町名	区分	世帯割	世帯員割	20m3の使用料 (税込、円)	
みやこ町	一般家庭	し尿と雑排水 1,100円	1人につき 880円	-	
		雑排水のみ 660円	1人につき 660円		
	し尿と雑排水	集会所等	125㎡未満 3300円		125㎡以上 5500円
			使用人員料 金		1~10人 6,600円 11~20人 14,300円 21~40人 25,300円 41~60人 39,600円
		その他	使用人員料 金		61~100人 63,800円 101~150人 96,800円 151人以上 134,200円
			他に業務料金		2,200円

市町名	世帯員割使用料	使用料 (税込、円)
築上町	●一般家庭で、世帯員が1人の場合の計算方法 世帯割 1,400円 + 世帯員割 1,200円×1人 + 消費税10% 260円	2,860円
	●業務で1~10人の場合の計算方法 使用人員 1~10人 + 使用料 5,500円 + 消費税10% 550円	6,050円

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
大刀洗町	一般家庭(1ヶ月につき) 世帯割額 1,500 円 世帯人数割額 600 円 (例)4人家族の場合(税込) (1,500円+600円×4人)×1.10(消費税)=4,290円 一般家庭以外(1ヶ月につき) 基本使用料 1,000 円 1㎡当たり 150 円 (例)20㎡使用した場合(税込) (1,000円+150円×20㎡)×1.10(消費税)=4,400円	-

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
苅田町	一般汚水 基本料金 1,500 円 1m3あたり(税抜) 0(m3) ~ 10(m3) 0 円 11(m3) ~ 20(m3) 170 円 21(m3) ~ 30(m3) 190 円 31(m3) ~ 40(m3) 210 円 41(m3) ~ 50(m3) 230 円 51(m3) ~ 250 円	3,520円

市町名	従量使用料	20m3の使用料 (税込、円)
吉富町	一般汚水 基本料金 1,080 円 (8m3まで) 1m3あたり(税抜) 8(m3) ~ 150 円	3,170円

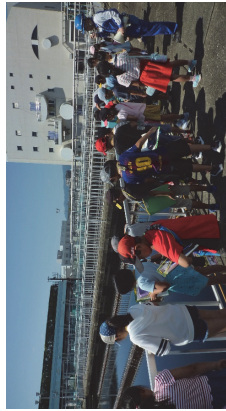


遠賀町 れんげの花

Ⅷ-4 施設見学・イベント実施状況

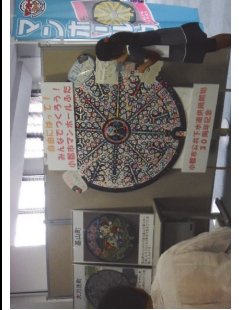
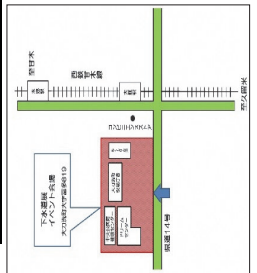
●御笠川浄化センター(福岡県) 所在地:福岡市博多区那珂4-5-1

区分	年度			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設 見学者数	件数	0	2	0
	人数	0	8	0
	件数	0	1	2
	人数	0	0	11
	件数	0	0	26
実施 イベント	件数	0	3	3
	人数	0	9	37
	開催日			
	開催場所			
	来場者数			2
開催日				
開催場所				
参加者数			小学校 154	



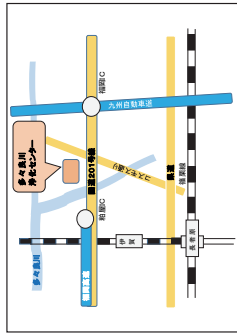
●宝満川浄化センター(福岡県) 所在地:小郡市津古153-1

区分	年度			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設 見学者数	件数	0	0	0
	人数	0	0	0
	件数	0	0	0
	人数	0	0	5
	件数	0	0	308
実施 イベント	件数	0	0	5
	人数	0	0	308
	開催日			
	開催場所			
	来場者数			3
開催日				
開催場所			Web	
参加者数			186	
小学校			212	



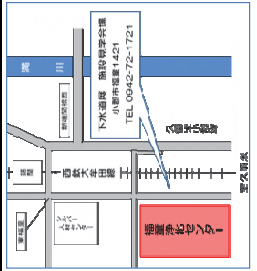
●多々良川浄化センター(福岡県) 所在地:粕屋町大字江辻705

区分	年度			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設 見学者数	件数	0	0	1
	人数	0	0	23
	件数	0	0	0
	人数	0	0	0
	件数	0	1	1
実施 イベント	件数	0	5	6
	人数	0	1	2
	開催日			
	開催場所			
	来場者数			29
開催日				
開催場所				
参加者数				



●福童浄化センター(福岡県) 所在地:小郡市福童1421

区分	年度			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設 見学者数	件数	0	1	0
	人数	0	7	0
	件数	0	0	0
	人数	0	0	0
	件数	0	0	3
実施 イベント	件数	0	1	3
	人数	0	7	85
	開催日			
	開催場所			
	来場者数			
開催日				
開催場所				
参加者数				





●遠賀川下流浄化センター(福岡県)

所在地:中間市大字中庭井野1278-1

施設 見学者数	年度			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分	民間	0	0	1
	件数	0	0	33
	人数	0	1	2
	公的機関	0	5	14
	件数	0	0	0
人数	0	0	0	
学校関係	0	1	3	
合計	0	5	47	
実施 イベント	下水道展			
	開催場所			
	来場者数			1
	開催日			Web
	参加者数			48



●矢部川浄化センター(福岡県)

所在地:筑後市大字島田754

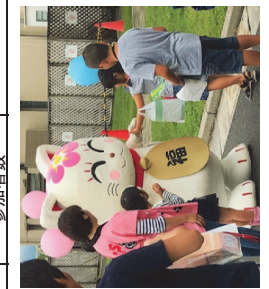
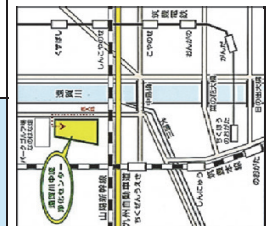
施設 見学者数	年度			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分	民間	0	0	1
	件数	0	0	5
	人数	0	0	0
	公的機関	0	0	0
	件数	0	1	2
人数	0	22	39	
学校関係	0	1	3	
合計	0	22	44	
実施 イベント	下水道展			9月12日
	開催場所			浄化センター
	来場者数			453
	開催日			12
	参加者数			553



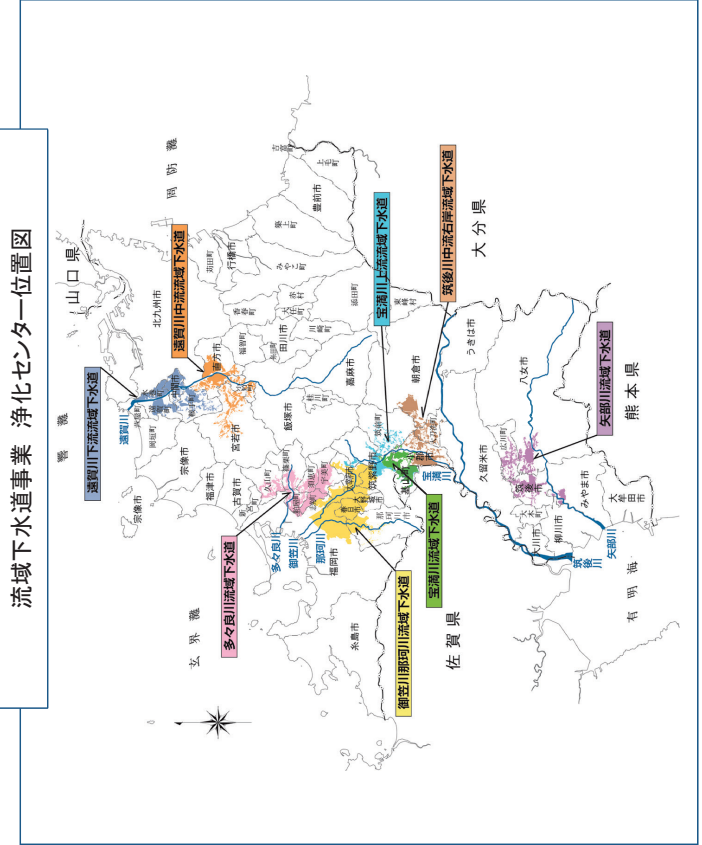
●遠賀川中流浄化センター(福岡県)

所在地:直方市大字植木4054-2

施設 見学者数	年度			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分	民間	0	0	0
	件数	0	0	0
	人数	0	0	0
	公的機関	0	0	0
	件数	0	0	0
人数	0	0	0	
学校関係	0	0	0	
合計	0	0	0	
実施 イベント	下水道展			
	開催場所			
	来場者数			1
	開催日			Web
	参加者数			48



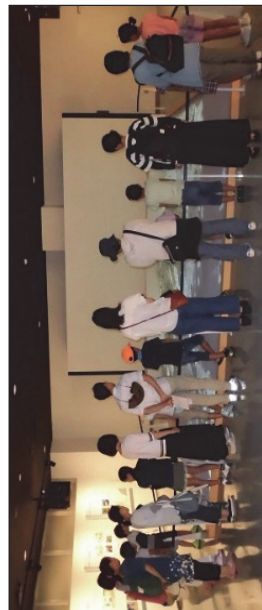
流域下水道事業 浄化センター位置図



●日明浄化センター(北九州市)

所在地:北九州市小倉北区西港町96-3

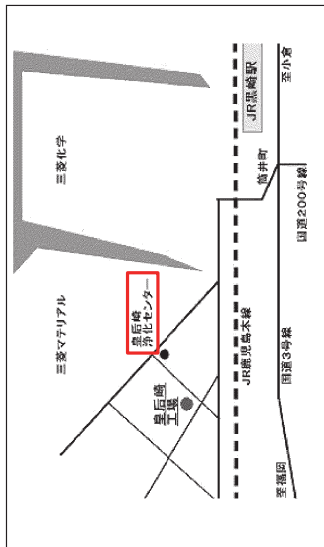
施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数			
施設 見学者数	民間	人数	85	90	235
	公的機関	件数	140	253	813
	学校関係	人数	11	10	30
合計	件数	236	239	1230	
	人数	10	14	17	
	人数	289	586	116	
	人数	106	114	282	
	人数	469	960	2159	



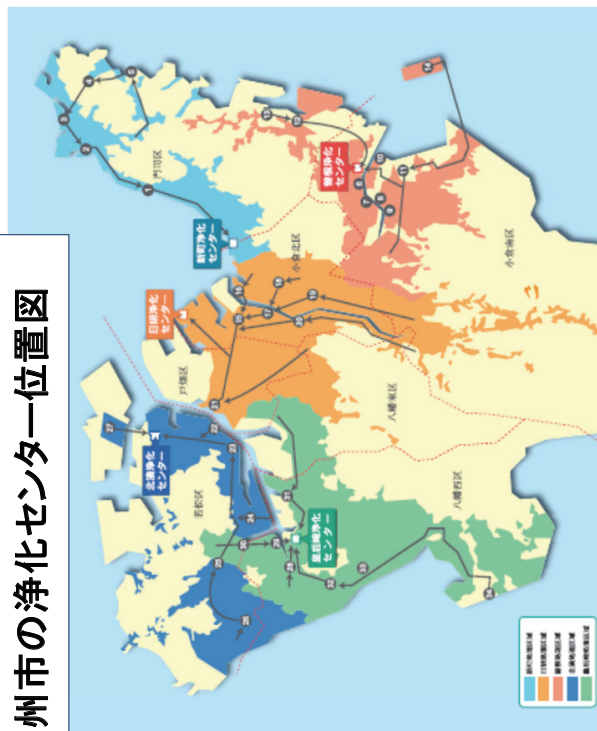
●皇后崎浄化センター(北九州市)

所在地:北九州市八幡西区夕原町1-1

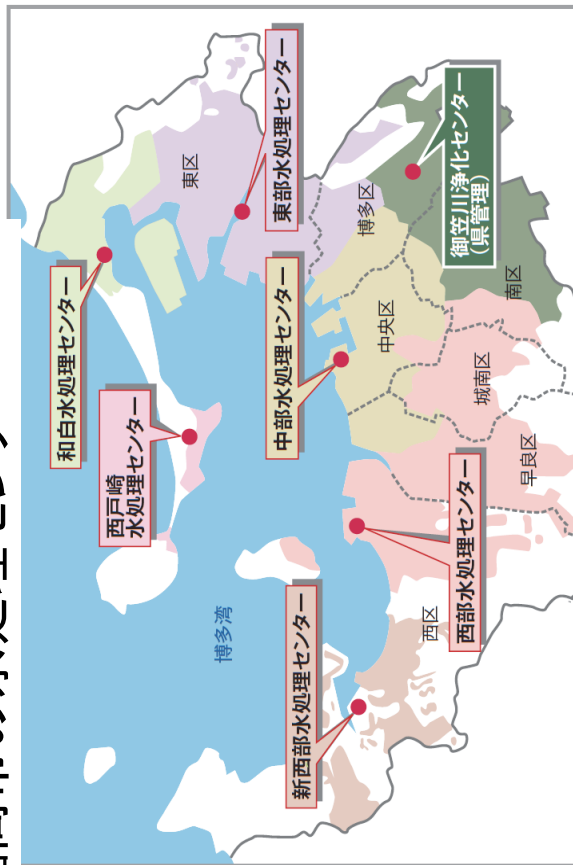
施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数			
施設 見学者数	民間	人数	0	0	2
	公的機関	件数	0	0	11
	学校関係	人数	0	0	2
合計	件数	0	0	0	6
	人数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	4
	人数	0	0	0	17



北九州市の浄化センター位置図



福岡市の水処理センター



●和白水処理センター(福岡市) 所在地:福岡市東区塩浜3-2500

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数 人数			
民間	件数	0	1	24	
	人数	0	1	238	
	公的機関	件数	0	0	18
公的機関	人数	0	0	111	
	学校関係	件数	0	1	1
学校関係	人数	0	1	14	
	合計	件数	0	2	43
		人数	0	2	363

●西戸崎水処理センター(福岡市) 所在地:福岡市東区大字 西戸崎243-1

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数 人数			
民間	件数	0	0	0	
	人数	0	0	0	
	公的機関	件数	0	0	0
公的機関	人数	0	0	0	
	学校関係	件数	0	0	0
学校関係	人数	0	0	0	
	合計	件数	0	0	0
		人数	0	0	0

●西部水処理センター(福岡市) 所在地:福岡市西区小戸2-5-1

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数 人数			
民間	件数	2	3	9	
	人数	12	63	133	
	公的機関	件数	4	2	8
公的機関	人数	21	23	72	
	学校関係	件数	1	1	2
学校関係	人数	3	63	77	
	合計	件数	7	6	19
		人数	36	149	282

●中部水処理センター(福岡市) 所在地:福岡市中央区荒津2-2-1

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数 人数			
民間	件数	12	12	31	
	人数	114	129	500	
	公的機関	件数	3	3	40
公的機関	人数	23	38	510	
	学校関係	件数	1	5	8
学校関係	人数	120	272	254	
	合計	件数	16	20	79
		人数	257	439	1264

●新西部水処理センター(福岡市) 所在地:福岡市西区学園通3-2149

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数 人数			
民間	件数	0	0	0	
	人数	0	0	0	
	公的機関	件数	1	1	0
公的機関	人数	1	1	0	
	学校関係	件数	1	0	1
学校関係	人数	1	0	16	
	合計	件数	2	1	1
		人数	2	1	16

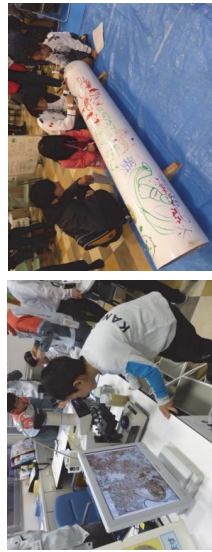
●東部水処理センター(福岡市) 所在地:福岡市東区松島6-16-1

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数 人数			
民間	件数	1	2	2	
	人数	1	2	9	
	公的機関	件数	0	0	0
公的機関	人数	0	0	0	
	学校関係	件数	3	2	0
学校関係	人数	4	2	0	
	合計	件数	4	4	2
		人数	5	4	9



●南部浄化センター(大牟田市)

施設 見学者数	年度		所在地:大牟田市岬町	
	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
民間	件数	0	2	0
	人数	0	22	0
	人数	1	1	1
公的機関	件数	4	2	5
	人数	0	0	0
学校関係	件数	0	0	0
	人数	1	3	1
合計	件数	4	24	5
	人数	0	24	5
実施 イベント	開催日	新型コロナウイルス 感染拡大防止により 中止	新型コロナウイルス 感染拡大防止により 中止	新型コロナウイルス 感染拡大防止により 中止
	開催場所			
	来場者数	0	0	0
親子下水道教室	開催日	新型コロナウイルス 感染拡大防止により 中止	新型コロナウイルス 感染拡大防止により 中止	新型コロナウイルス 感染拡大防止により 中止
	開催場所			
	来場者数	0	0	0



よみがえる水と緑の環境フェア (令和元年度分)

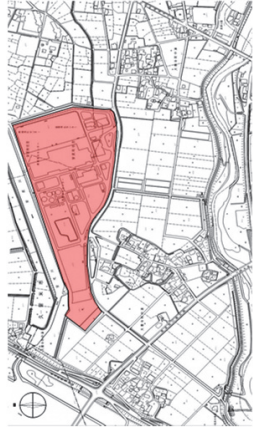


親子下水道教室(浄化センター編) (令和元年度分)



●南部浄化センター(久留米市)

施設 見学者数	年度		所在地:久留米市安武町住吉1900	
	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
民間	件数	1	2	0
	人数	2	89	0
	人数	0	0	2
公的機関	件数	0	0	43
	人数	1	1	18
学校関係	件数	2	4	1388
	人数	2	3	20
合計	件数	4	93	1431
	人数	—	—	9月25日(日) 南部浄化センター
実施 イベント	開催場所	—	—	—
	来場者数	中止	中止	2,500



久留米市上下水道フェア

●中央浄化センター(久留米市)

施設 見学者数	年度		所在地:久留米市津福本町	
	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
民間	件数	0	0	0
	人数	0	0	0
	人数	0	0	0
公的機関	件数	0	0	0
	人数	0	0	0
学校関係	件数	0	0	0
	人数	0	0	0
合計	件数	0	0	0
	人数	0	0	0

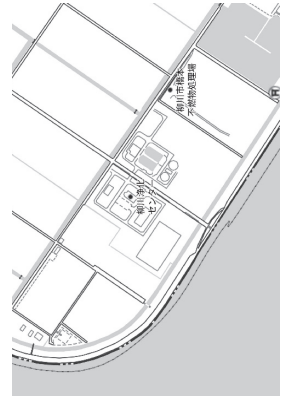




●行橋浄化センター(行橋市)

所在地:行橋市東大橋

区分	年度			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民間	件数	0	0	1
	人数	0	0	35
公的機関	件数	0	0	0
	人数	0	0	0
学校関係	件数	0	0	0
	人数	0	0	0
合計	件数	0	0	1
	人数	0	0	35



●大野城心のふるさと館、出前授業(大野城市)

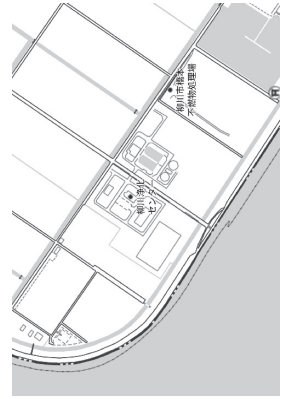
区分	年度			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施イベント	開催日	0	0	0
	開催場所	0	0	0
	来場者数	0	0	0
マンホールカード展	開催日	0	0	0
	開催場所	0	0	0
	来場者数	0	0	0



●柳川浄化センター(柳川市)

所在地:柳川市

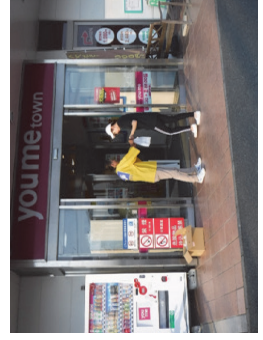
区分	年度			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民間	件数	0	0	0
	人数	0	0	0
公的機関	件数	0	0	0
	人数	0	0	0
学校関係	件数	0	0	2
	人数	0	0	147
合計	件数	0	0	2
	人数	0	0	147



●大川市水処理センター(大川市)

所在地:大川市大字小保

区分	年度			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民間	件数	0	0	0
	人数	0	0	0
公的機関	件数	0	0	0
	人数	0	0	0
学校関係	件数	0	0	0
	人数	0	0	0
合計	件数	0	0	0
	人数	0	0	0



●宗像終末処理場(宗像市) 所在地:宗像市田熊1373

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数			
民間	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0
公的機関	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
学校関係	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
合計	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
実施 イベント	開催日	開催なし			
	開催場所	開催なし			
	来場者数	開催なし			



●福岡浄化センター(福岡市) 所在地:福岡市上西郷

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数			
民間	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0
公的機関	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
学校関係	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
合計	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0



●豊前市浄化センター(豊前市) 所在地:豊前市大字八屋2544-105

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数			
民間	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0
公的機関	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
学校関係	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
合計	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0



●古賀水再生センター(古賀市) 所在地:古賀市古賀1337-3

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数			
民間	件数	0	0	0	1
	人数	0	0	0	17
	件数	1	1	1	1
公的機関	件数	14	18	13	0
	人数	0	0	0	0
学校関係	件数	0	0	0	0
	人数	1	1	2	30
合計	件数	14	18	10月22日	リーバスプラザ古賀
	人数	14	18	1	約400人
実施 イベント	開催日	10月22日			
	開催場所	リーバスプラザ古賀			
	来場者数	約400人			



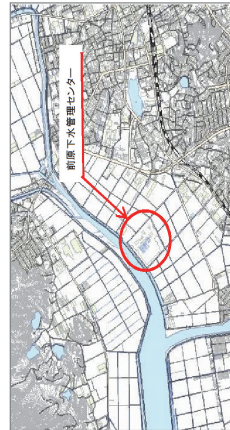
●津屋崎浄化センター(福津市) 所在地:福津市津屋崎

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数			
民間	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
	件数	0	0	2	0
公的機関	人数	0	0	16	0
	件数	0	0	0	0
学校関係	人数	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0
合計	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0



●前原下水管理センター(糸島市) 所在地:糸島市菟浦692

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数			
民間	件数	1	0	0	0
	人数	8	0	0	0
公的機関	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
学校関係	件数	0	2	1	37
	人数	0	66	2	1
合計	件数	1	2	1	37
	人数	8	66	2	37



●芦屋町浄化センター(芦屋町) 所在地:遠賀郡芦屋町

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数			
学校関係	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
合計	件数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0



●岡垣町浄化センター(岡垣町) 所在地:遠賀郡岡垣町糠塚133番地

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数			
学校関係	件数	0	0	3	4
	人数	0	0	263	294
合計	件数	0	0	3	4
	人数	0	0	263	294



●苅田町浄化センター(苅田町) 所在地:京都郡苅田町大字南原2085-13

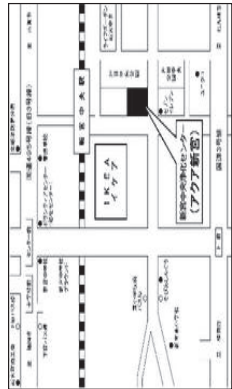
施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数			
学校関係	件数	-	-	-	-
	人数	-	-	-	-
合計	件数	-	-	-	-
	人数	-	-	-	-





●新宮中央浄化センター(新宮町) 所在地:新宮町中央駅前

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数			
民間	人数	1	1	10	1
	件数	8			
	人数	177			
公的機関	件数	1	0	0	2
	人数	8			
学校関係	件数	1	0	0	177
	人数	8			
合計	人数	11月3日			
実施 イベント	開催日	11月3日			
	開催場所	まつり新宮			
	来場者数	30000			



●椎田浄化センター(築上町) 所在地:築上町湊

施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数			
民間	人数	2	2	52	52
	件数	2			
	人数	52			
公的機関	件数	2	2	2	52
	人数	2			
学校関係	件数	2	2	2	52
	人数	2			
合計	人数	52			



●遠賀町役場、図書館(遠賀町) 所在地:遠賀町大字今古賀

実施 イベント	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数			
下水通展	開催日	9月10日	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ホスターの掲示と啓発物品の配布のみとしました	300	300
	開催場所	役場、図書館			
	来場者数	300			



役場窓口

役場ロビー(パネル展)



役場ロビー(パネル展)

役場ロビー(パネル展)

●三輪中央浄化センター(筑前町) 所在地:筑前町

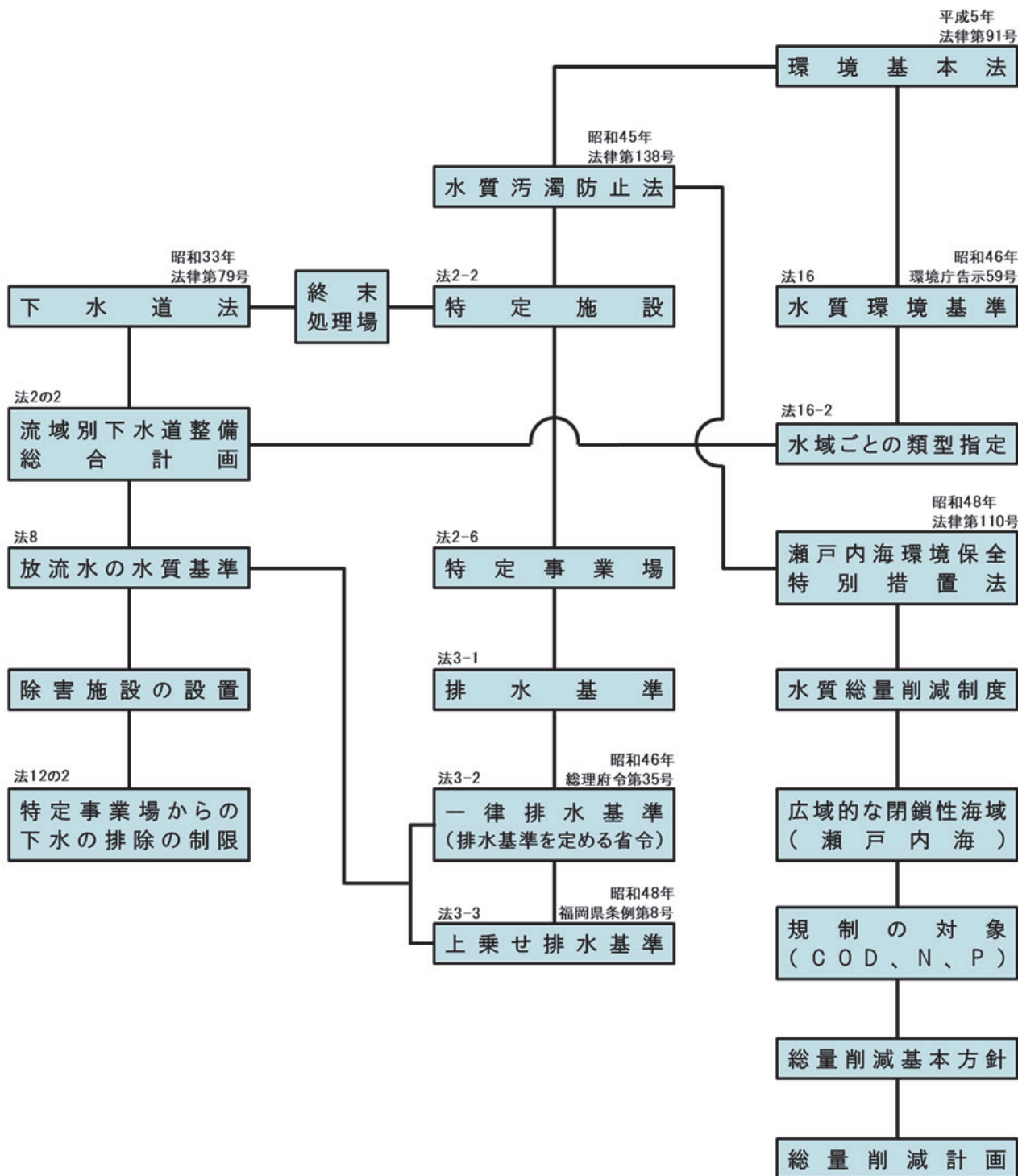
施設 見学者数	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	区分	件数			
民間	人数	1		1	
	件数	2			
	人数	1			
公的機関	件数	1		1	
	人数	2			
学校関係	件数	1		1	
	人数	2			
合計	件数	1			
	人数	2			

## VIII-5 水質保全に係る法体系

下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るための必要不可欠な基幹的都市施設である。下水道の設置、管理等の根拠となる下水道法は、環境基本法をはじめとする公害関係諸法との整合性を保ちつつ、公共用水域の水質保全を図るため、所要の事項について規制しており、公害法の体系においては、水質汚濁対策法としても位置づけられる。

下水道法第1条には、下水道法の究極目的のひとつとして「公共用水域の水質保全に資すること」と定められている。

### (1) 水質保全に係る法体系図



(2) 水質汚濁に係る環境基準 (S46.12.28環境庁告示第59号)

1) 人の健康の保護に関する環境基準

(表Ⅷ-1)

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒(ヒ)素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン
基準値	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.02mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.02mg/l以下
項目	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロペン
基準値	0.002mg/l以下	0.004mg/l以下	0.1mg/l以下	0.04mg/l以下	1mg/l以下	0.006mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	0.002mg/l以下
項目	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素	1, 4-ジオキサソ
基準値	0.006mg/l以下	0.003mg/l以下	0.02mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	10mg/l以下	0.8mg/l以下	1mg/l以下	0.05mg/l以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。「生活環境の保全に関する環境基準」において同じ。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、定められた方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数を乗じたものと測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数を乗じたものの和とする。

2) 生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目)

ア) 河川 (湖沼を除く)

a

(表Ⅷ-2)

項目 種類	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/100ml以下
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	1,000CFU/100ml以下
C	水産3級、工業用水1級、及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値のデータ値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる)。
- 3 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる)。
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位)/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する(湖沼、海域もこれに準ずる)。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度



b

(表Ⅷ-3)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	0.001mg/1以下	0.03mg/1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.0006mg/1以下	0.02mg/1以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.05mg/1以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.04mg/1以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a

(表Ⅷ-4)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1以下	1mg/1以下	7.5mg/1以上	20CFU/100ml以下
A	水道2・3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1以下	5mg/1以下	7.5mg/1以上	300CFU/100ml以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1以下	15mg/1以下	5mg/1以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/1以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/1以上	—

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。

- (注)
1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
  2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
  4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
  5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

b

(表Ⅷ-5)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。
  - (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
  2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
    （「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
  3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
  4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

c

(表Ⅷ-6)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.001mg/l以下	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.0006mg/l以下	0.02mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.05mg/l以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.04mg/l以下

d

(表Ⅷ-7)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/l 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/l 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/l 以上

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。

ウ) 海域

(表Ⅶ-8)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/1以下	7.5mg/1以上	300CFU/100ml 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/1以下	5mg/1以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/1以下	2mg/1以上	—	—

備考

- 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。
- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(表Ⅶ-9)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/1以下	0.02mg/1以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/1以下	0.03mg/1以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/1以下	0.09mg/1以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(表Ⅶ-10)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.02mg/1以下	0.001mg/1以下	0.01mg/1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/1以下	0.0007mg/1以下	0.006mg/1以下

(表Ⅶ-11)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/1 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/1 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/1 以上

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。